

たよれーる@Tovas サービス案内

【付帯条項】

第1条 (適用)

- 以下「付帯条項 (以下「本付帯条項」といいます。)、 「SaaS・ASPサービス利用約款」 (以下「原約款」といいます。) に付帯して適用されるものとします。
- 本付帯条項と原約款の内容が相違する場合は、本付帯条項が優先するものとします。
- 前項の場合を除き、原約款の条項が適用されるものとします。
- 本付帯条項において別段の定めのない限り、用語の定義は原約款の定めに従うものとします。

第2条 (用語の定義)

本付帯条項において次の各号の用語の意味は、当該各号に定めるとおりとします。

- 「提供元」とは、本サービスを提供し、かつ、弊社 (以下「乙」といいます) の再委託先であるココロ株式会社をいいます。
- 「本サービス」とは、提供元が運用管理するウェブサイト上で、専用サーバを経由しデータファイルの受渡しの仲介、FAX の出力仲介その他の乙が定めるサービスを行うインターネットサービスおよび当該サービスに関する問い合わせサービスをいいます。
- 「専用サーバ」とは、本サービスを行うサーバをいいます。
- 「データファイル」とは、本サービスを利用して送信するファイルをいいます。
- 「管理者」とは、契約者 (以下「甲」といいます) に属する個人であって、サービス利用管理を行うと共に、利用申し込みあるいは利用条件の変更において、乙との手続き上の窓口となる者を指します。
- 「アカウントID」とは、本サービスの利用に必要なあらゆるアカウントID を指し、契約者が生成し、甲に属する個人に配布するID をいいます。
- 「専用ソフトウェア」とは、本サービスに接続する為の専用クライアントソフトウェアをいいます。
- 「ログデータ」とは、とはデータファイルの送受信記録をいいます。(データファイル自体を除く。)
- 「別紙規定」とは、本サービス登録後に乙より発行する「登録確認書」または、郵送代行については「運送仕様書」等を指し、本付帯条項および原約款の一部を構成するものとします。
- 「各種通知メール」とは、本サービスを利用して、甲および甲が指定した第三者に対して提供元より送信される、乙の定めるあらゆるメールをいいます。
- 「認定利用者」とは、甲の関連会社 (甲と出資、人事、資金または技術等に関する継続的な契約関係を有する会社) や取引会社で、甲が本サービスの利用を認定した利用者をいいます。
- 「取引先マスタ」とは、甲または認定利用者が管理する、取引先の宛先情報、情報伝達手段及びこれらに関連する情報を指します。
- 「招待」とは取引先 (認定利用者を含む。) に対して甲が取引先マスタへの宛先情報の登録を依頼する仕組みを指します。

第3条 (本サービスの内容)

乙は、本付帯条項および原約款に基づき以下に記載する内容の本サービスを甲に提供します。

- ファイル送信サービス (基本サービス)
甲が指定する第三者にデータファイルの受渡しを仲介するサービス
- FAX 送信サービス (基本サービス)
データファイルをFAX に出力仲介するサービス
- 統合管理センター (基本サービス)
アカウントや送受信履歴の管理を行うためのサービス
- ファイル往復便サービス (基本サービス)
甲と甲が指定する第三者 (往復便送信者) とのデータファイルの受渡しを仲介するサービス
- 私書箱サービス (基本サービス)
甲同士が専用サーバの甲が保持する領域間でデータファイルの受渡しを仲介するサービス
- 伝票@Tovas (伝票@Tovas、Repotovas利用時のみ)
甲から受信したデータを、帳票イメージ化し、送信するサービス
伝票@Tovas、Repotovasをご利用の場合のみのご提供となります
- Web クライアント (基本サービス)
本サービスに接続する為のブラウザベースのクライアントサービス
- 郵送代行 (基本サービス)
甲から受信したデータをプリントし、当該プリントを封入、封緘、封印または梱包等した物を、甲が指定する第三者宛てにポストへ投函するサービス
なお、このサービスはポストへの投函をもって完了するものとし、梱包等した物について甲が指定する第三者宛てに到達することまで保証するものではないものとします
- マスタ送信サービス
専用サーバ上で取引先マスタを管理するサービス
専用サーバに保存された取引先マスタに従ってデータファイルの受渡しの仲介もしくは FAX の出力の仲介をし、又は当該データファイルのプリントを封入・封緘・封印又は梱包し投函するサービス
- 取引先マスタ管理サービス (@Tovas Master + 利用時のみ)
専用サーバ上で取引先マスタを管理するサービス
- 招待サービス (@Tovas Master + 利用時のみ)
取引先 (認定利用者を含む。) に対してメールや郵送で招待するサービス
- アーカイブ機能 (オプションサービス)
甲が送信、または受信したファイルをストレージへ保存するサービス
なお、このサービスはストレージへの保存をもって完了するものとし、その後のデータやサービスの運用を保証するものではないものとします
- マスタ連携サービス
取引先 (認定利用者を含む。) に対して、甲が関連するサービスへ取引先マスタを連携しアカウント作成しファイル保存するサービス。なお、このサービスは保存をもって完了するものとし、その後のデータやサービスの運用を保証するものではないものとします
- 帳票オプション
データファイルをあらかじめ登録されたフォームにしたがって、帳票データに変換し、データファイルの受渡しや FAX に出力仲介する帳票生成送信サービス

第4条 (本サービスの提供区域)

- 本サービスに甲として登録できるのは日本国の法人または団体の方に限り、問い合わせサービスの利用は甲のみとなりますが、甲が本サービスを利用して送信できる範囲は国内、国外を問いません。但し、利用環境は日本語に限りです。国境を越えて利用することは可能ですが、他国との間で本サービスを利用する場合、甲は他国、地域における規則や技術輸出に関する諸法令を遵守することに同意するものとします。
- 前項にかかわらず、一部地域や特殊番号、その他IP 電話を宛先とするFAX 送信については、送信ができないまたは送信されても画像品質が著しく低下する等の制約が生じる場合があることを、甲は、あらかじめ了承するものとします。

第5条 (ユーザID、アカウントID、パスワード及び管理者情報の管理)

- 甲は、アカウントID、パスワード及び管理者情報の使用および管理について一切の責任を負うものとします。
- 甲は、ユーザID、アカウントID、パスワード及び管理者情報を第三者に譲渡、名義変更、売買、質入等はしてはならないものとします。
- ユーザID、アカウントID、パスワード及び管理者情報の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等 (家族、従業員等による使用を含む) による損害の責任は、甲が負うものとし、乙は一切責任を負いません。

- 甲は、ユーザID、アカウントID、パスワード及び管理者情報が盗まれたり、第三者に甲の許可なく使用されていることを知った場合は、直ちに乙にその旨直接的、即時的な手段により連絡するとともに、乙からの指示がある場合には、これに従うものとします。
- 甲は、管理者情報を失念した場合は乙に申し出るものとし、乙の指示に従うものとします。
- ユーザID、アカウントID 及びこれに対応した、パスワード並びに管理者情報によりなされた利用は甲本人によりなされた利用とみなします

第6条 (アカウントID について)

- アカウントID について、甲は、アカウントID を配布する甲に属する個人に対し、登録フォームに現在の正確かつ完全な情報を記入し、登録処理を完了させるものとします。
- アカウントID について、甲は、アカウントID を配布する甲に属する個人に対し、乙は一切の責任を負いません。なお、登録しようとするメールアドレス毎にアカウントID の作成を行うものとします。

第7条 (各種通知メール)

- 甲の希望により、乙は各種通知メールの送信をおこなうものとします。
- 各種通知メールの送信は1 回のみとし、当該通知が通信状態、甲による誤設定、契約者の環境または提供元のシステム、設備等の故障等により正常に通知されなかった場合でも、乙は一切の責任を負いません。
- 各種通知メールについては、提供元の送信専用メールアドレスから送信されるものであり、甲は、これに対し返信することはできません。万が一甲が返信した場合、乙および提供元では、当該返信メールおよび返信メールに含まれる内容への対応等は一切おこなわず、またこれに関して乙および提供元は一切の責任を負いません。

第8条 (利用期間)

- 本サービスの利用期間は別紙規定に定める利用開始日から解約日までとします。また利用契約が終了した場合、乙は甲が本サービスの専用サーバに登録したデータファイルを含む情報は契約によって決められた保存期間経過後、提供元に依頼して削除しまた当該消去・削除に起因して甲が被った損害については、乙は一切の賠償責任を負わないものとします。
- 本サービスには、最短利用期間は設定しないものとします。

第9条 (甲の遵守事項)

- 甲は、本サービスの利用にあたり、以下に定める事項を遵守するものとします。
- 不達となった電子メールのメールアドレスおよびFAX 番号を削除する等、電子メールの送信宛先リストおよびFAX の送信宛先リストの更新を徹底することとします。
 - 送信する情報 (データ、コンテンツ等) に含まれる個人情報、または送信先電子メールアドレス等の宛先情報に含まれる個人情報について、当該個人情報に適切に取得し管理することとします。

第10条 (認定利用者による利用)

- 甲は、乙所定の方法により申請した場合、認定利用者による本サービスを利用させることができるものとします。この場合、甲は、認定利用者による利用を自己の利用とみなされることを承諾するとともに、かかる利用につき一切の責任を負うものとします。
- 乙が、前項に基づき、認定利用者による本サービスの利用を承諾した場合、甲は、次の各号に定める事項を認定利用者遵守させるものとします。
 - 本付帯条項および原約款の内容を承諾した上、甲と同様にこれらを遵守すること。ただし、本付帯条項および原約款のうち、利用料金の支払い義務など条項の性質上、認定利用者に適用できないものを除きます。
 - 甲と乙間の利用契約が理由の如何を問わず終了した場合、認定利用者に対する本サービスも自動的に終了し、認定利用者は本サービスを利用できないこと。
 - 第三者に対し、本サービスを利用させないこと。
 - 本サービスの提供に関して乙が必要と認めた場合、甲が、乙、および提供元を含む第1 1 条所定の再委託先 (本付帯条項における再委託先には再委託先を含むものとします。以下同じとします。) に対し、必要な範囲で秘密情報を開示することに対し予め承諾すること。また、乙が、提供元および第1 1 条所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、秘密情報を開示することに対し予め承諾すること。ただし、当該秘密情報に関して、乙は本付帯条項および原約款に定める秘密情報と同等の管理を行う義務を負うものとします。
 - 請求原因の如何を問わず、本サービスに関して乙に損害賠償請求等の請求を含め、一切の責任追及を行うことができないこと。
- 甲は、乙から受領した本サービスに関する通知その他の連絡事項に関し、認定利用者に対し遅滞なく伝達するものとします。
- 乙が、第1 項に基づき、認定利用者による本サービスの利用を承諾した場合において、認定利用者も、第2 項各号所定の条項に違反した場合、甲は、ただちに当該違反を是正させるものとします。認定利用者も、第2 項各号所定の条項に違反した日から5 営業日経過後も、当該違反を是正しない場合、乙は、次の各号に定める措置を講ずることができるとします。
 - 当該認定利用者に対する本サービスの提供を停止すること。
 - 甲と乙との間の利用契約の全部もしくは当該認定利用者の本サービス利用に関する部分を含め一部を解除すること。

第11条 (再委託)

乙は、甲に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部または一部を乙の判断にて提供元を含む第三者に再委託することができます。再委託に際し、乙は再委託先と秘密保持契約を締結または提供元に再委託先との秘密保持契約を締結させ、適切に再委託先を管理・監督します。

第12条 (利用料金)

本サービスの利用料金は、乙所定の本サービス申込書に記載されているものとします。

第13条 (甲の支払義務)

- 乙は甲に対し、本サービスの利用料金を利用月の翌月に請求するものとします。ただし、郵送代行における郵送費用は利用月の翌月に請求するものとします。
- 利用契約の成立日、解除・解約日、変更日、月の途中であったとしても、乙は、月次の利用料金の日割り計算等による減額は一切行いません。

第14条 (設備の設置・維持管理)

- 甲は、甲設備を、自らの費用と責任により設置し、本サービスを利用可能な状態に置くものとします。
- 甲は、本サービスを利用することができなくなったときは、甲設備に故障のないことを確認の上、その旨に乙に通知するものとします。

第15条 (禁止項目)

- 甲が原約款第8 条の禁止事項に該当する場合、または禁止事項に該当するおそれがある乙が判断した場合、乙は、当該甲または当該甲と関係があると思われる甲が専用サーバに登録したデータファイル、データおよび情報等を甲の承諾なく閲覧する場合があります。

2. 甲が専用サーバに登録したデータファイル、データおよび情報等が原契約第8条の禁止事項に該当する場合、または該当する恐れがあると乙が判断する場合は、乙は、契約者に対して当該データファイル、データおよび情報等の削除を要求し、甲が削除に応じない場合は、乙は甲の承諾を得ることなくこれらを削除するものとします。なお、削除することによって甲または第三者に損害等が発生した場合でも、乙は何ら責任を負わないものとします。
3. 前項に拘わらず、乙は前項に定める削除を行う義務を負うものではなく、また、前項の削除を乙が行わないことにより甲または第三者に損害等が発生した場合でも、乙は何ら責任を負いません。

第16条 (サービスレベル指標)

1. 乙は、努力目標として別紙「たよれー @Tovas SLA」(以下「サービスレベル指標」といいます。)の基準を満たすよう、商業的に合理的な努力を払って本サービスを提供します。
2. 乙は、サービスレベル指標を、本サービスの内容を変更しない範囲で、随時変更できるものとし、乙指定日をもって変更後のサービスレベル指標が適用されるものとします。
3. サービスレベル指標は、本サービスに関する乙の努力目標を定めたものであり、サービスレベル指標に記載するサービスレベル指標値を下回った場合でも乙は損害賠償その他のいかなる責任を負わないものとします。
4. サービスレベル指標は、郵便代行サービスには適用されません。

第17条 (秘密保持義務)

1. 原約款第32条1項に規定する秘密の定義については、以下の通りとします。
本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上、営業上その他の業務上の情報のうち、その相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報とします。
2. 原約款第32条3項に規定する秘密情報の除外事項について、以下の内容を追加します。
・本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供されたもの。
3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を体化した資料等(以下本条において「資料等」といいます。)を複製または改変(以下本項においてあわせて「複製等」といいます。)することができるものとします。この場合、甲および乙は、当該複製等された資料等についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。
5. 前各項の規定に関わらず、乙が必要と認めた場合には、第11条所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、甲から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、乙は再委託先に対して、本付帯条項および原約款に基づき乙が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。
6. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等(第4項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含みます。)を相手方に返還し、秘密情報が甲設備に蓄積されている場合は遅滞なくこれを消去するものとします。
7. 甲および乙は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた秘密情報に含まれる個人情報(個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。)を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示または漏洩しないものとするともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。
8. 個人情報の取り扱いについては、第4項から第6項の規定を準用するものとします。

第18条 (個人情報保護管理者)

個人情報保護管理者は、以下のとおりとします。
株式会社大塚商会 個人情報保護統括責任者

第19条 (個人情報のお問い合わせ、開示等手続き)

1. 甲またはその代理人が、個人情報に関して、利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を要求される場合の連絡先は、以下のとおりです。
株式会社大塚商会 お客様相談室
Webの場合: <https://www.otsuka-shokai.co.jp/contact/privacy/inquiry/index.asp>
FAX: 03-3514-7179
郵送: 〒102-8573 東京都千代田区飯田橋2-18-4
2. 個人情報の開示の手続および郵送料については、乙の「個人情報保護宣言・方針」、「当社の個人情報保護運用」(<http://www.otsuka-shokai.co.jp/privacy/>)にて確認するものとします。

第20条 (送受信登録情報に係る取扱い)

1. 乙は、甲が送受信時に登録した情報(以下「登録情報」といいます。)を、電気通信事業法第4条に基づき保護します。登録情報は適正な期間経過後、速やかにかつ確実に破棄します。また、登録情報が、物理的にもネットワーク経由でも漏洩・盗聴されないように十分な対策を講じるよう努めます。
2. 乙は、甲が原約款第8条に違反する行為を行い本サービスの提供を妨害した場合、正当防衛もしくは緊急避難に該当すると認められる場合、または、本サービスの障害発生時や障害発生回避のために必要と判断した場合、登録情報の一部にアクセスすることができ、かつ、秘密保持契約を締結した再委託先に提供することができます。

第21条 (専用ソフトウェア)

1. 乙は、本サービスを利用する目的に限り、甲に対して専用ソフトウェアを使用することを非独占的に許諾するものとします。甲が専用ソフトウェアを使用できる期間は、利用契約の有効期間とします。甲は、理由の如何を問わず、本サービスを利用する目的以外で専用ソフトウェアを使用することはできません。
2. 甲は、乙の事前の承諾がない限り、いかなる方法によっても専用ソフトウェアを複製(専用サーバからのインストールを除く)またはリバースエンジニアリングをすることはできません。
3. 甲は、乙の書面による事前の承諾がない限り、専用ソフトウェアの使用を第三者に許諾若しくは第三者への譲渡、または専用ソフトウェア若しくはその複製物を第三者に譲渡、転貸若しくは占有の移転をしてはならないものとします。
4. 専用ソフトウェアに係る著作権その他の知的財産権は、全て提供元または権利者に帰属します。

5. 乙および提供元は、専用ソフトウェアの瑕疵を含む一切の不具合について修補する義務を負いません。専用ソフトウェアの使用に関連してまたは専用ソフトウェアが使用できなかったことに関連して甲または第三者に損害が発生したとしても、乙および提供元は一切の賠償責任を負いません。
6. 利用契約が終了した場合は、甲は直ちに専用ソフトウェア(複製物を含みます。)を破棄しなければならないものとする。

第22条 (免責)

設備の維持・管理の必要上など、乙が消去または削除する必要があると判断する場合、乙は、専用サーバに登録および、取得した一切のデータファイルおよび情報等を消去・削除するものとし、甲はこれにあらかじめ同意するものとします。乙がデータファイル等を消去・削除したことにより甲または第三者に発生する損害について、乙は何ら責任を負わないものとします。

第23条 (本サービスの利用制限)

乙は、電気通信事業法第8条により、公共の利益のため、非常時における緊急を要する重要通信を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限または停止することがあります。また、当該制限または停止したことによって甲または第三者に損害が発生した場合においても、乙は何らの責任を負わないものとします。

第24条 (郵送代行サービス、伝票@Tovasにおける秘密保持及び個人情報保護)

郵送代行サービスおよび伝票@Tovas遂行のため、乙が甲より提供を受けた情報については、第17条の秘密情報および個人情報として取扱うものとします。

以上

2024年7月1日改訂